資料６　河原委員提出資料

2018/9/25

現在の手話推進計画の施策に足りないもの

現在の手話推進計画の施策に最も足りないものは、ろう児の手話獲得と学習の環境整備に関する施策である。これに関してこれまでに以下の意見を出したが、それに対する県の見解は明確に出されておらず、施策に取り込まれないままである。

【これまでに出した意見】
２　手話に関する教育及び学習の振興
（1）児童・生徒の学びを充実
　手話推進計画の『５　施策の考え方（２）　手話に関する教育及び学習の振興』の文中にある、「聴覚障害のある児童・生徒が学ぶ特別支援学校等においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、個々の教育的ニーズに配慮しつつ、手話の学習を行っていきます。」という方針に基づき、ろう学校や普通学校に学ぶろう児（聴覚障害児）の手話学習についても取り組むことを強く要望します。（例:大阪府の手話言語条例事業「こめっこ」）
（2）教員向けの手話研修を充実
　現在、ろう学校の教職員の手話技術向上のための研修は平塚ろう学校内でろうの教員に講師を担ってもらう形で行われていますが、本来の授業などの傍らに行う形では、ろうの教員の負担が大きく、内容の充実も図れないので、教育センターなどにおいてしかるべきカリキュラム、講師による研修を行うことを要望します。

以下、改めてろう児の手話獲得と学習の環境整備に関する施策が必要な理由を説明したい。

★「ろう児の言語権」とは

【「言語権」とは】
〇ことば（言語）・・・自らの考えを深め、人間性を豊かにし、他者とつながるために必要なもの
☆このようなことばの獲得、学習、使用が保障される権利・・・言語権

【ろう児のことば】
☆ろう児にとって最も自然に獲得、学習、使用できることば
↓
手　話

ろう児の言語権・・・ろう児が手話を獲得、学習し、使用することが保障される権利

ろう児の言語権を保障するための具体的施策を以下に3つ挙げる。

1. ろう児の手話獲得、学習

＜現状＞　平塚ろう学校では、自立活動の時間の一部などに手話の学習を行っている
＜課題＞　国語（日本語）に比べ、学習時間が圧倒的に少ない
※例：小学部の自立活動・・・月 1 時間／国語・・・週 6～7 時間

↓

ろうの児童・生徒の手話の学習を充実させるために、手話学習の時間をもっと増やす必要がある
（手話は日本語と異なる言語であるので、本来なら、国語の時間と同様に「手話」の時間も設けられるべきである）

2. 教員の手話研修

【教育とことば】
◯教育はことばを通してなされる
☆教員は教育の対象となる子どものことばに習熟している必要がある

＜現状＞　ろう学校の健聴の教員に対し手話の研修を行っている
＜課題＞　ほとんどが手話付きの日本語のレベルにとどまっている
自然言語レベルの（ろう者と充分に会話できる）手話を駆使できる教員の数は少ない

↓

ろうの児童・生徒に対し十分な教育ができるようにするために、自然言語レベルの手話を身につけられる手話研修体制を構築する必要がある

3. ろう児の手話獲得と親（保護者）の手話学習

【ろう児に必要な環境】
◯ろう児が「手話を獲得する」、「手話で育つ」ことができる環境
☆親がろう児に対し、手話で接し、手話で育てる事が必要である

＜現状と課題＞
ろう児の親の 90%は健聴・・・ほとんどは手話ができず、ろう者についての知識もない
ろう児とろうの大人が触れ合う事ができる機会が少ない・・・自然言語としての手話を獲得する機会がほとんどない

↓

親に対する手話の学習、ろう者についての理解の場の提供が必要である
ろう児が大人のろう者とふれあう中で、自然言語としての手話の獲得ができる場の提供が必要である
☆大阪の「こめっこ」はそのような場のモデルである